

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

ただし、細部は注意事項による。

また、東北方面会計隊入札情報サイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/nea/nea-hp/koukoku/finindex.htm>)にて掲載している。

入札保証金：免除 契約保証金：免除

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。

ク カの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(7) 資本関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、bについて子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (7)及び(4)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(7)又は(4)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合は入札参加を認めない。

(5) 郵便入札書受領期限

入札日前日の午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日午後5時)

郵便入札の際は事前に担当(伊藤)に連絡すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札決定方法

消費税抜きの 総品目総額 で入札するものとし、当隊所定の予定価格から消費税相当額を差し引いた金額以下の最低入札者を落札者とする。(同価の場合は抽選により決定する。)

(8) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(9) 入札の無効

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 競争参加者として認めない者の行った入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。(押印を省略する場合、責任者又は担当者の氏名及び連絡先の記載が無いもの。)

エ その他入札に関する条件に違反した入札

オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(10) 契約書作成の要否

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式により契約書を作成提出する。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の8%相当額を加算した金額(税込価格)とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(11) 代金の支払いに関する事項

請負代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受領した日から、30日以内とする。

(12) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を入札書余白に明記すること。(明記がない場合は無効とする。)

* 誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

イ 入札参加者は「入札及び契約心得」に明示してある内容を了承した上で入札に参加する旨を入札書余白に明記すること。(明記がない場合は無効とする。)

* 記載要領

「「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

ウ 電報・電話による入札は認めない。

エ 入札参加者は、入札日前日の17時までに資格決定通知書の(写し)を提出すること。(FAXも可とする。)

オ 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状の提出が必要
カ その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科 契約班
T E L 022-231-1111 内線 3518
F A X 022-235-6641 担当 伊藤

『精米』仕様書

1 この仕様書は、仙台駐屯地で契約する「精米」の規格について規定する。

2 納品規格

- (1) 令和7年産1等級、銘柄指定無し。
- (2) 農産物規格規定に基づく水稻うるち玄米をとう精したもの。
- (3) 歩留まり90～92%、水分14.5%以下、白度38%以上とする。
- (4) とう精1週間以内のもので、工場元詰め品のこと。
- (5) 納品は倉庫へ搬入し、積み上げまでとする。

3 包装

30kg 三層クラフト紙袋詰め（紐付）

4 表示

- (1) 産地
- (2) 品種
- (3) 産年
- (4) 使用割合
- (5) 等級
- (6) 正味重量
- (7) 精米年月日
- (8) 製造販売業者

5 添付書類

- (1) 品質証明書
- (2) 玄米仕入先を確認できるもの。
- (3) とう精台帳の写し。
- (4) 精米品質を確認できるもの。
- (5) 検食50g

6 その他

この仕様書で不明な事項は、官側の指示を受けるものとする。また、添付書類については納品時に提出するものとする。

部 隊 名 : 仙台病院給食課
作成年月日 : 8 . 7 . 2

『精米』仕様書

1 この仕様書は、仙台駐屯地で契約する「精米」の規格について規定する。

2 納品規格

- (1) 令和7年産1等級、銘柄指定無し。
- (2) 農産物規格規定に基づく水稻うるち玄米をとう精したもの。
- (3) 歩留まり90～92%、水分14.5%以下、白度38%以上とする。
- (4) とう精1週間以内のもので、工場元詰め品のこと。
- (5) 納品は倉庫へ搬入し、積み上げまでとする。

3 包装

30kg 三層クラフト紙袋詰め（紐付）

4 表示

- (1) 産地
- (2) 品種
- (3) 産年
- (4) 使用割合
- (5) 等級
- (6) 正味重量
- (7) 精米年月日
- (8) 製造販売業者

5 添付書類

- (1) 品質証明書
- (2) 玄米仕入先を確認できるもの。
- (3) とう精台帳の写し。
- (4) 精米品質を確認できるもの。
- (5) 検食50g

6 その他

この仕様書で不明な事項は、官側の指示を受けるものとする。また、添付書類については納品時に提出するものとする。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号 6N131YY00230																
NO	調達要求番号		物品番号		品名		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定		
												引渡場所				
													搬入場所			
															納期	
1	6GGJ1AR0003	0001											仙台	検査 包装		
	*精米															
	仕様書のとおり															
2	6NMV1AM0003	0001											令和8年8月5日 仙台病			
	精米															
	仕様書のとおり															
													令和8年8月5日			